

しは、幸いに交通事故は極めて軽いものが一件、これは生徒に關してですが、それから、いわゆる警察關係からの大きな事件という意味では報告をいただいております。学校の方からも、ことしは、非常に無事であったというような報告をいただいております。しかし、田村さんがおっしゃるように、現実には、一カ所にたむろして、まあちょっと古い言葉なのか不純異性交友というんですか、あるいはシンナーです。これは、割に最近の教育長会で多摩教育事務所の方から報告ありましたけれども、一たん下火になったシンナー利用というようなことが青少年の中に、またはやりだしているというような報告を受けています。そういった事態が現実にはあるであろう。あるいはあるということをも私も理解し、認識をしております。

それで、一般の生徒といえますか、一般の生徒が夏休みを終わって、やはり非常に変わる時期で問題な時期だから氣をつけろという御意見でありますけれども、それはまことにそのとおりで、私どもの指導主事が、やはり八月の学校長会、それから、九月の学校長会も、つい先だって行われましたけれども、夏休みを明けて一月ないし二月間の生徒の生活指導、十分子供によく目を向けて觀察をして、その変化を早く察知して、適切な指導をするようにというような指導を、学校長の方にしてあります。ただ、田村さんがおっしゃるような、現実に今現在そこで起きている、例えばシンナー遊びであるとか、あるいはオートバイの暴走であるとか、これについては、どうも学校の先生方、いわゆる生活指導という部署がありまして、そういうところの先生方が対応するわけですけれども、これでは、とても間に合わなかったり、あるいは手に余るような事態が多々ございます。私どもの方としましては、やはり手に余るようなことは、まことに残念ではありますけれども、警察の少年課の方に対応をお願いしているところでございます。また、少年課としては、保護し指導した子供たちを、例えば立川の児童相談所などに連絡をとって、今後どういうふうに指導したらいいかというふうなことを我々も含めて協議いたしておるところでございますけれども、先ほども申しましたように、とにかく有効な即効性のある手だてというのがございませんので、従来なら、少年課の刑事さん等に補導されて、強い説諭なり指導を受ければ、次からは、少し控えるとか、あるいはやめてしまうというようなことが子供たちにあつたかと思ひますけれども、最近では、もう何度繰り返しても、少年課の方も手を挙げてしまうというような事態があるようでございます。しかし、そういうことに

めげて手を打たないというわけにもまいりませんし、やはり現在考えられる最良の手だてを根氣よく続ける以外にはないのではないかと。それ以外にも何かいい方策があればと、これは多摩教育事務所とか児童相談所とか、我々も行つてはいろいろ伺つたり、あるいは相談というよりは、むしろ議論をしたりしているところでございますけれども、例えば十四歳以下の少年とそれ以後の少年との扱いについては、法律的問題がございまして、十四歳以下だと、これは警察でも児童相談所でも強制的な措置ができないというやうなことがございまして、福生の特に二年生ぐらいの中学生については、ちょうど年齢が十四歳に達する直前でございまして、なかなかその辺の手の打ち方に苦慮しているところでございます。

なお一層研究努力いたしまして、できるだけ、今現在起こっている、非行というやうなものを目の当たりにしたり、通報を受けたときに、どのような措置をとるのがいいか。あるいはそれは単に現実処理だけでなくて今後のその少年のために、どういう処置が一番いいのかということ、やはり同時に研究していきたいというふうに考えております。以上です。

○助役（浅見裕康君） 駐車場の關係につきまして、私から答弁申し上げます。

まず、現在の遊休地の利用の關係の検討でございますけど、これ、御案内のとおり、非常に市民會館周辺の違法駐車、こういったことで近隣に非常に迷惑かかっているというふうなことで、議會側からも再三御指摘をちょうだいしてきた経過がございます。その後、内部で御案内のとおりプロジェクトをつくりまして検討されて、具体的になりましたのは、ことしの一月の臨時会で全協にお話を申し上げているやうな記憶がしております。そんな経過がございまして、何とかしなくてはいけないというふうなことで、具体的にになったのが現在、今課題になっております市民會館を中心とするあの周辺の駐車場対策でございます。

最初は何の資料も出されないうまといふやうなことを今御指摘をちょうだいしたわけでございますけれども、実は、私どもは地元のお母さん方からお話があつたとき、直觀的にはやはり市有地でございますので、どうして、そういう主張ができるのかなあと、はつきり申し上げてびっくりしたというのが実態でございます。正式にお貸したのは、あの三角地、御案内かと思ひます。あそここの部分に、相当もう前の話

でございますけれども、たまたま市営住宅を取り壊した空き地がありましたので、その分ぐらひは何とか貸してもらえないかというようなお話がございまして、その部分が牛浜の町会と文書の取り交わしはしておりませんけれども、当時の方との話し合いで貸してあった。そこへ滑り台等を置いたというふうな経過がございまして、その部分は当初の計画においては除かれているということがあったわけでございます。その後、いろいろお母さん方のお話を聞く中で、幾つか問題を絞りまして協議をした結果、御案内のとおり先ほど市長からも答弁申し上げましたような計画の変更をさせていただいて、着工に至るといようなことになるわけでございます。その前は、当然着工してから、こういったトラブルと申しますか、そういうものが起こったわけでございまして、その後、いろいろ鋭意のお母さん方のお考え方も聞きながら、御了解いただくような努力をずっと続けて今日に至ったわけでございます。いろいろな点の見直しをしまして、前回に全協で御説明しましたような設計内容で交通安全対策も十分とった中で、二期的な工事になります。着工するといふふうな運びになっているわけでございます。

今後、こういったことに対して、どういう取り組みをしていくかということについては、やはりいろいろケースがあると思いますけれども、今回は、先ほど市長からも御答弁申しましたように、やはり何というのですか、管理の問題、こういったことが実態として、我々があの周辺の方が、あの空地を利用されたことという事実も行って確認ができないまま着工したというふうなことも事実でございまして、こういったことの反省を含めまして、今後もう少し、まず第一には土地の管理、こういうものをきちっとしていくということが、こういったトラブルを起こさない一番の肝要なことではないかと、こういうふうにご考えております。そういった点で、深く反省をしているところでございます。

それから、別な方法と申しますか、今後の手法としましては、仮に、住民の方に利用していただくとしたら、文書を取り交わすといふふうなこと、こういったことも今お話がございましたように考える必要があるかと思えます。要するに、将来的に、貸すについては、貸すだけの条件、それから使用者側の条件、こういったものをきちっとしておくことによって、こういったトラブルはなくなるのではないかと考えます。当然、公共的にその土地が具体的な一つの事業目的に利用されるという段階になれば、それ相応の対

応をきちっとできるような、そういう内容を持ったものに今後はしていきたいというふうにご考えております。

それから、あと世田谷の公園の例を今出されました、今後の公園に限らずいろんな施設という意味だと思えます。そういったことで、いろいろ住民の方々の自主的な協力、こういったいわゆる一つの方法として、非常に画期的なことだと思っております。非常に、ただこれが、やはりその土地の条件、あるいは事業の条件、こういったものに左右される面が非常に大きいと思えます。特に当市の場合は、ほとんどある程度の金かさの多いものは、全部、御案内のとおり防衛補助事業でございまして、非常にタイムリミットもございまして、いろいろな意味で、そういったお話をいただくということについては、どうしてもなかなか難しい面があると思えます。そういった意味では、市側である程度確認できますような団体の方に呼びかけるというような方法で、一般的に広く周知してやるというようなわけにはいかないような感じがしておりますので、ある程度、そういう制約があると思えますが、十分この辺のところは勉強していきたいというふうにご考えております。

若干、具体的な御答弁になっていないかもしれませんが、私の方から、以上かいつまんで御答弁申し上げます。よろしく願います。

○一番(田村正秋君) 先ほどの学校教育についてですが、教育長の方から、今後ある程度厳しく取り締まっていきたい。あるいは何とかしていきたいといふふうなお話を伺ったのですが、実際、こと福生二中というふうなことに限定させていただくと、やはり付近住民の方が、いまだに福生二中というのが危険であるとか、あるいは精神、肉体的に大切な子供が傷つけられてしまふんではないかという、そういったお母さん方の意見を最近ちらちらと聞くんですが、進学に対する意識の方はどういふふうに変化しているかということ、御承知なんでしょうか。その辺について、もし答弁できましたらお願いしたいと思います。二点目といたしまして、市民会館仮設駐車場の問題なんです。確かに反省を含め、管理が不徹底であったというふうな、あるいは前々からの話の内容がどうしてもお母さん方に伝わっていなかったというふうなことも、今、助役の方から言われたんですが、本当に我々も、何かいつも後々になってその計画を

知らされるようなところがあるんです。それで、こんなものができるといふようなこと。そしてまた、市民の方が、それに対して動揺するということで、いつもそういうふうな経過で来ているといふようなことがあるんですが、やはりこれも、もう少し改めてもらわなくてはいけない問題だと思えます。それと、実際に仮駐車場であるわけですから、暫定使用ですよね。先日も遠藤議員さんの方から質問があったのですが、今後その駐車場、今は暫定使用である。また次にどこかに見つけなくてはいけないといふようなところで、私は思うんですけれども、市民会館の高層化というか、今、福生西口の西武信用のリフトつきのああいうふうなものもあると思うんですが、パーキングタワーみたいなもの、あそこは用途地区などを改善しなくてはそれとできないといふふうなことなんでしょうが、結局またどこか他に行っても、またそういう問題が起きるといふケースもあるわけです。ある程度抜本的な計画をしないと、同じようなケースが出てくるのではないかと思います。その辺についても、今後どういうふうにかえていくのか、再度質問させていただきます。

それと、遊休地については、何らかの取り決めを持って、きれいにあるいは安全に、無理がない状況で利用できるということは、本来にありがたいと思うんですよね。やはり今後そういうふうにしてほしいといふふうに思うのです。また、公園に関しては、いろいろと市民からも、今、私は建設委員ですから、議員さんからもいろいろと意見が出るわけです。あるいは理事者側のプランも結構出ていると思うんですが、やはり今後、ふるさと福生との関係もあります。これは、結局今、募集しているから後の問題になると思うんですが、今後、できた後からでもまだ遅くない部分があると思います。その辺のドッキングについては、どうなんでしょうか。再度お願いします。

○教育長（来住野和也君） ちよっと聞きにくかった点がありましたので、進学に対する意識の変化ということですか。（「ええ」と呼ぶ者あり）わかりました。二中に対する進学する意識の変化があるけど、知っているかということでした。公式にはありませんけれども、よく耳にはします。つまり、議員さんのおっしゃっていることは、二中は怖いから行かないで、よその学校へ入れようと、あるいは私立へ行かせようと、そういう声がある。それは聞いておりますが、現実には、やはりごく数名の粗暴な行為をする生徒

がおりまして、そういう者から被害を受けた生徒などがあって、それを耳にした御父兄がそういう感じになるというのは、まあごく一般の市民の感覚としては理解できるところでありますけれども、やはり正義に対する勇氣といえますか、私は、一部の生徒を何らかの形で処理してしまえば、例えばどこかへ持つてっちゃうとか、施設へ入れちゃうとか、そういうことをすることだけが、解決だとは思っていません。ということとは、またぞろ、これだけの社会で多くの子供がまた次々と学校へ入ってくれば、何人かのうちの何人かは、同じような行動をとったりする子供たちが出ないとは言いきれませんが、ただそのときの処理だけで、いわゆる何と言いますか、隔離してしまえばいいというような感じで、それは一時的には治まるかもしれませんが、長い目で見ると、やはり学校とか地域、保護者、社会全体が協力し合って、そういう子供たちをつくる土壌を直していくような努力を一方で根気よく続けることが大事だと思っております。もちろん今、現実にもそこでは起きている非行なり、近隣の方々が御迷惑をこうむるような事例を子供がしている場合には、我々としては、それなりの処置を十分研究して、即対応できるような体制を常にとらなければなりませんけれども、何かそのことばかりに目を向けておりますと、普段の教育と申しましか、そういう子供が出ないように、今後も考えていかななくてはなりませんので、そういった意味では、ただ怖いから行きたくないというようにただに耳を傾けるわけにもいかないもので、そういう方々も一緒に、学校をいい学校にしていく、そういうことを我々も助力というよりは主体となって協力をし、努めていきたいと考えております。以上です。

○助役（浅見裕康君） 二点ほどの御質問だと思います。

まず一点は、現在問題になっているこの仮駐車場の問題でございますが、今後、市営住宅があそこへ建つということは、御指摘のとおりでございます。その後の問題として、当然、また駐車場の問題が出るだろうと、これも御指摘のとおりでございます。現在、私どもでは計画しているものは、特にはございませんが、鋭意継続的に駐車場の確保については努力していくというふうな考え方でございます。

あと、理想的には、確かに用途地域を変更して立体駐車場ができるというふうなことから、スペースも非常に少なくて済むわけですから、そういったことも考え合わせてはいるんですけれども、なかなか用途

地域の変更も、その周辺の土地利用の状況、それから、道路の状況、いろいろなものを含めて一定の基準がございますから、その物差しにあったような形に直さなくてはいけないというふうな制約もございます。仮に例を挙げて申し上げれば、五日市街道沿いに現在市民会館の駐車場がございますけれども、あそこの中にいても、やはり立体駐車場ができるような、そういった改正に向けて、さらに努力はしていきたいと思っています。いずれにしろ、継続的に駐車場の問題については、これからあそこができたからというわけにもいきませんものですから、継続的には努力をしていきたいと思っています。

それから、あと公園、つくるときの話を前段で申し上げたわけでございませうけれども、つくった後の個々の管理についても、世田谷の例のような、いわゆる住民に自主的に協力していただくというふうな意味も含めまして、ふるさと創生というようなことも叫ばれております。そういったことで、できるだけ今後、私どももそういう方面について勉強しまして、市民の方に理解と御協力をいただくような面で努力していきたいと思っています。よろしく願います。（「最初、だから答弁漏れだと思ふんですけれども、最初に市民会館をつくるに当たっては、そういう計画なかったんでしょう。それがいつの間にか駐車場計画ができたというふうな、その辺の経過はどうか。」「市民会館をつくるときの話」「ええ」と呼ぶ者あり）

○助役（浅見裕康君） 何か答弁漏れがあるようでございまして申しわけありませんでした。

市民会館をつくるときの経過でございます。私も若干、途中からでございませうけれども、関与していただいたので、ちょっと御説明します。

あのときには、やはり駐車場問題が当然話題になりました。ただ、あそこのスペースというのは、目いっぱい使ってある程度千人以上の収容能力のある市民会館をつくらうというのが、母体になって設計に取り組んできた経過がございまして、あの周辺へ駐車場をつくるというわけにはいきませんものですから、前のところが当時は空いていたのでございまして、相当再三再四協力を要請した経緯がございます。しかしながら、やはり用地の取得までいかなかったということでございまして、現在の市民会館の駐車場、あそこの取得が精いっぱいであったという経過がございます。当然、あれだけの規模の市民会館をつくるわ

けでございませうから、当時から駐車場については、あれだけで十分というふうな考え方はございませうでしたけれども、できるだけ車の利用、そういったものは御遠慮いただくというふうなことで、あの駐車場だけでとりあえず開館させていただいたというふうなことでございませう。ただ御案内のとおりソータリゼーションの発達化、そういうもので、どうしても利便性が求められるものですから、駐車問題について、どうしても不足を来すような問題が発生したわけでございまして、そんな経過が当時もございました。あれが、基本計画の中で駐車台数等を充足したものであるというふうな前提では考えておりませんが、あの当時、精いっぱいの手当てであったと、こんな感じがしております。今回はそういうものが現段階においては問題になっていることだと思ひますが、当時はそんな考え方でございました。

○一番（田村正秋君） では、要望させていただきませうけれども、今回いろいろな意味で教育行政に対して、本当に教育委員会あるいは教育長は、本当にいろいろと迷惑をこうむっているのではないかと思います。実際、私なんかも子供たちの親というのは、大変だというふうなふうに思います。やはり、いろいろな人たちが、この福生に入ってきているわけですから、そういった親のもとに子供たちがいるということが、一番は悲劇なのかもしれませんけれども、やはり子供たちは現代社会の被害者であるというふうな立場、今、教育長が言ったことはすばらしいことだと思ひます。絶対にどこかに、そういう臭いものにはふたをするのではなくて、やはりそういった子供たちを引き上げて教育していきたいというふうなことでございませうが、でも現実と理想のはざまというのか、実際にはそういうふうなことをしたい。ところが、その子供たちがなかなか対応できないというふうな現場の声も私も聞いています。本当に大変だと思うんですが、やはりこれは努力を積み重ねて、今の教師は資質も問われていますから、その辺までおろしていただいて、教育者としてある程度導いてほしいと思ひます。

また、次の市民会館の問題ですが、今回遠藤議員さんも質問されておりましたが、一つボタンのかけ違いではないかというふうな指摘がされておりました。それだったら、やはりボタンをちゃんとしたところに戻せばいいんじゃないかというふうな論議がされておりました。私もなんか今回の例というのは、一方では住民エゴというふうな意見、あるいは行政の怠慢だというふうな意見もあると思うんですが、やは

り一番関係するのは付近住民であるということ。まして、一番関係しているのは、その広場を使うお母さん方だということですね。その辺、市民側の意見を十分聞くような努力を、今後続けていただきたいと思っています。

また、その公園に関しても、今までとは大分ニュアンスの違う人たちがいるのは新人類というような人たちもどんどんお母さん、お父さんになっていくわけです。その辺での、市民参加のまちづくりというふうなことをぜひ導入して、すばらしいまちにできるように努力していただきたいと思います。終わります。

○議長（仲村清信君） お諮りいたします。

本日の会議時間は午後五時までとなっておりますが、議事の都合上、あらかじめ延長することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 引き続きまして一般質問を行います。

○議長（仲村清信君） 次に、二十二番宮沢良一君。

（二十二番 宮沢良一君登壇）

○二十二番（宮沢良一君） 貴重な時間をいただき、一般質問をさせていただきます。

最初に、基地問題をお尋ねいたします。移駐のその後の動きについては、きのうからの質問でわかりました。また、昨年より予想どおり移駐は進み、中には移駐完了の部隊もあるという。移駐して足かけ二年になろうとしておりますが、この間、市当局として移駐についての中止要請を一生懸命やってこられた。また、議会側としても、基地対策特別委員会として一生懸命やってまいりました。にもかかわらず、移駐

はされ、市民や行政に迷惑、負担をかけている。明らかに態様の変化であり、移駐で横田基地がそれだけ膨れ上がったことは、規模こそ多少差があるにしろ、四十八年の基地集約と何ら変わらないことだと思います。KPCPのときは集約によって生じるもろもろの代償として、事業費の総額四百八十六億円を防衛施設庁に要望され、防衛施設周辺整備法も四十一年に制定されたものでは市民のニーズにこたえられないと法律改正の運動もあわせて行った。御承知のとおり、四十九年には法律改正され、態様の変化分の要望も当時の福生市の予算から考えると、かなりの成果はあったと思うわけでございます。この移駐を契機に法律改正、基地交付金の増額、そして米軍基地だけの特別立法を設けるような強い運動を展開すべきだと思いますが、市長の考えをお聞かせください。

次に、国保、被保険者付添看護料の立てかえ制度についてお尋ねいたします。昨年九月一般質問でお願いいたしましたところ、市長さんは、趣旨は十分理解できる。前向きの検討ということでした。検討の結果をお尋ねいたします。

次に、青少年問題協議会における家庭の日についてお尋ねいたします。

御承知のとおり昭和四十一年、福生町時代に毎月第三日曜日を家庭の日として実施され、約二十数年になろうとしておりますが、この間、関係各位の皆様におかれましては、次代を担う青少年の健全育成を願う環境の整備など、御努力に敬意を表するものでございます。今、青少年を取り巻く環境は、情報化社会だけに、一歩間違えると、今、新聞を賑わしている状態になる要因が数多く含まれているだけに、地域社会はもちろんです。家庭、そして教育と三位一体となって接しなければと、だれもが思いをいたすところでございます。家庭の日の要綱の中に、家庭の日は一声運動を市民総ぐるみで実行しよう。あるいは家庭の日は、公的行事の実施や他家への訪問等ができるだけ避ける等がありますが、一番御苦労されている点とか、これからこの点にもっと力を入れていきたいというものがありませんか、お聞かせください。

次に、健全育成のための基金設置についてお尋ねいたします。御承知のとおり、福生市でも青少年のスポーツ・文化活動と幅広く多くの団体が、青春の汗を流しております。スポーツや文化活動を通して、個

人がまた団体が、県外や海外に遠征や派遣される場合、当局の何らかの激励の言葉、そして援助を希望するわけですが、今までにも何回か基金が設置されていればということがありました。この際、一人でも多くの青少年がよい面で競い、切磋琢磨し、健全育成を願う基金設置をお願いする次第です。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 宮沢議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

基地問題について、移駐のその後の動きと今後の運動についてでございますが、五部隊関係でございますが、九月一日現在で軍人が二百三十一人、家族が百一人の計三百三十二人が移駐してきており、C9三機につきましては、移駐が完了したとことであります。また、C130を四機伴った第二一戦術空輸飛行中隊の移駐計画につきましては、米議会の承認がなされたとの情報も得ておりまして、近日中に通告があるものと考えております。再三にわたる中止要請にもかかわらず、移駐が実施されておりますことは、まことに遺憾なことでありまして、今後のフィリピン情勢等の変化に伴う横田への影響等も懸念されるところでございますので、引き続き強く要請してまいりたいと考えておるところでございます。同時に、移駐が実施されつつある現実を考えますとき、このことは、行財政面にさまざまな影響や障害をもたらすであらうことは、まことに御指摘のとおりでございます。こうした点における対応策も、議会の先生方にも御相談を申し上げつつ、積極的に取り組んでまいりたいと考えておる次第でございます。特に基地周辺対策事業の積極的な推進を図ることは、国の責務であると思っておりますので、この機会に国に対し、現行法令の見直しを含め、周辺対策のより一層の充実を図るよう強く要請してまいりたいと考えておりますので、よろしく御指導くださいますようお願いをいたしたところでございます。

次に付添看護料の一時立てかえ制度につきまして御答弁申し上げます。昨年の九月定例議会で御質問をいただき、各市の状況等の調査も含め、事務的な面におきまして、検討しているところでございます。限られた対象者ではございますが、引き続き前向きに検討してまいりたいと思っております。細部につきましては、担当部長から答弁いたさせます。

次の青少年問題につきましては、教育委員会より答弁いたさせますので、よろしくお願いをいたします。以上で宮沢議員さんからの御質問に対します答弁とさせていただきます。

○教育長(来住野和也君) 青少年問題について、青少年問題協議会における家庭の日についてのお答えをいたします。

この家庭の日でございますか、昭和四十一年に毎月第三日曜日を家庭の日として制定いたし、家族団らんの日とするようになっております。この家庭の日は青少年の非行化の原因の一つに、家庭内における対話が不十分として、月に一度は子供とゆくり話し合ったり、一緒にスポーツやリクリエーションをして楽しい一日を過ごしてもらいたいという趣旨で設けられております。取り組みでございますが、夏休み期間に、小・中学生から家庭の日になんだ図画、作文を募集し、PR等に努め、各地区におきましては、それぞれの地区委員会で親子で楽しく語り対話ができるようないろいろな事業を実施いたしております。また、体育館におきまして、第三日曜日を親子でスポーツができるよう個人利用日としております。今後、もさらに運動を進め、青少年の健全育成を積極的に進めていきたいと考えております。

なお、私の実感といたしましては、いささかこの家庭の日についてはPR不足ではないかと考えておりますので、まずこの第三日曜日が家庭の日だということを、また、改めてここで、市民の方々に熟知していただくよう何らかの有効なPRの手段を考えたらよいのではないかと考えております。

次に健全育成のための基金設置についてでございますが、御承知のように市民の御寄附によりまして、新たに青少年のための海外派遣基金が二年前に設置されました。平成二年度より、これについては海外派遣をスタートいたすべく検討しているところでございます。ただいま御提案をいただきました青少年すべてを対象として、しかも、文化・スポーツ等あらゆる分野から派遣するための基金制度の設置でございますが、この件は、現在の福生市におきまして、非常に大切なことだと思っております。広く市内に人材を掘し、その人材の文化・スポーツ等の素養を高め、活用を図ることは、これからの福生市を発展させるために大変必要なことだと考えます。ただ、対象者をどのような方法で選考するのか。どの分野から派遣するのか等、難問が多いと思われるので、お時間をちょうだいいたしまして、前向きに研究してまいりたい

いと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○市民部長（岩崎好亮君） 市長の補足答弁をさせていただきます。

付添看護料の一時立てかえ制度の検討でございますが、国保の被保険者だけを対象として考えるべきでよいのかどうか。二つ目として、他市で実施しております年配の方を対象とした制度、いわゆるマル老、マル福の該当者を対象とした制度、これらが課題となり、その実施状況等につきまして、調査、検討をいたしました。各市の状況でございますが、六十五歳以上の年配の方を対象とした看護料の貸付制度を実施している市は、現在六市ほどございます。また、そのうち国保加入者を条件としている市が二市ほどでございます。それから、年齢に関係なく国保の被保険者を対象に制度を実施している市は、今のところございません。これらを踏まえまして、実施に当たりましては、実務的な面等におきましても、検討する点も多々あるかと思っておりますので、いましばらく研究する時間をいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○二十二番（宮沢良一君） 本来ならば、ゆっくりと再質問をさせていただきたいのですが、おおむね第一回の答弁で言い尽くされているような感じもいたします。ただ、家庭の日の、今までやってこられまして、一番御苦労な点、また、今どういうことを、これから殊に力を入れてやっていかれるのかというふうな質問に対しては、御答弁がなかったんですけれども、まず基地関係でございますが、御承知のとおり、思いやり予算、本来なら、地域協定で二十四条の一項で米国が支払うということになっているのでございますが、五十三年からずっと自主的に経費の一部を負担している。それも毎年ふえ、駐留軍経費の約三千二百億円の半分以上にもなっているという、これが現状なんです。本年度も、千六百六十億円概算要求しているという、そういったことを考えると、本当に予算がなくて、いつまでも基地予算が上がらないというのはおかしいわけで、また、一時は行財政改革という華々しいことで財源がないということで、法律改正もずっとやってこない。だったら全国基地宝くじでも売ってもらって、基地にそういったものを充てたらどうかという、そういう提言もしたことがあります。今、もうそういう予算がないと言えないようなこの思いやり予算を見ますと、そう言えないような状態にきているわけです。市長さんもよく、

思いやり予算を何とかならないかと、時折こういうような発言もしていますが、これも一つの案だと思います。そういうところへ食いつくというのも一つの案だと思います。また、この間、東京防衛施設局に行ったときにも、私申し上げたんですが、行政視察に行ったときに、池田市あたりで、大阪空港に貸してある固定資産税が六十二年度でもって七億三百万、これは約三十三万平方メートルです。一平方メートル当たり簡単に計算してみると、池田市の場合は二千五百円、福生は何と約三百円。この間、成田市へ聞いたんですけれども、成田市が、現在、成田市の区域に入っている平米が四百九十五万平方メートル。これは第一次の、今現在使っているところですけども、四百九十五万平方メートル。四十五億六千万円あるという。簡単には一平方メートルいくらということは、なかなか秘密で言えないらしいけれども、この四十五億六千万円を簡単に平方メートルに直せば、成田市の場合は九百二十一円。これに福生が貸してある三百五十万平方メートルを掛ければ、三十二億円からなっちゃうんです。池田市の方のやつを掛ければ、七十億円にもなっちゃうわけです。相変わらず十一億五千万円ぐらいですか。ちっともふえない。成田市のあいだ田舎であつても、とにかく一平方メートル九百二十一円。相変わらず一平方メートル三百円。余りにも、これはなめているのではないですか。

移駐反対の抗議行ったときも、福生市の市民はこれ以上ふえるのは、もう困るんだと。市民の一部には、もう八郎潟の干拓をやってくれと、こういう声さえあるということを防衛施設局で訴えたこともありましたが、まさにもうそういうような状態になってきているわけです。福生市の発展の障害、大きな障害の一因になってきているわけです。そういうことで、運動の方法ということになってくるわけですけれども、この間、八月十五日に奈良の十津川村が米軍艦載機の低空飛行でもって、大変迷惑しているというので、これを何とか抗議しようということ、国会議員を通じて行ったわけです。そうしたら、外務省では、有馬北米局長にちゃんと会っているわけですね。それで、手渡している。防衛施設局では吉住総務部長に手渡しているというのです。我々、この基地対策委員会です。第一回の抗議に、正副議長、正副委員長で行きました。外務省は課長がおいでになりました。第二回目にもみんなで行きましたら、今度何と外務省は、課長補佐になっちゃった。とにかく、委員の中にはこんなところへ応対してというようになり

キサイトした議員もいますけれども、全く少しなめているのではないかという、そういう強い感じするわけです。だから、運動方法としては、やはり地元の代議士を使う、国会議員を使う、やはり局長あるいは総務部長に会っているわけです。だから、今後の運動方針として、やはり地元の代議士をお願いしていくとか、既に市長さんは水面下でいろいろ中央とのつながりもお強いようでございますので、かなり水面下の運動をされていると思いますけれども、ひとつ目的達成のために強力な運動展開を、この件について願います次第でございます。

次に家庭の日、さっきの答弁漏れについて一つちょっと聞かせていただきたいと思ひます。

うちの近くで御家族全員で毎週日曜日に外食されている方がいます。これは、御主人が偉いなど、私も見ているんですけども、これこそ、この家庭の日を本当に地でいっているというか、こういう御家族には表彰でもしたらどうかと感じる。本当にすばらしいと思ひています。最近、人間尊重、生命のとうさというところが、何か忘れ去られているのではないかというような、余りにも簡単に、ことにテレビ等なんか人殺しの番組を毎日やっているような、そういうような影響も、かなりあるのではないかという感じがします。親一人、子一人で育ての母親をバットで殺してしまうとか、ウサギや鶏を襲わせるとか、社会環境のせいとか、改めて生命のとうさを再認識し、優しい気持ちを引き出す、そういうために、家庭の日という中に、青少協で地域の花を植える運動、地域に花を咲かせようという運動をされていますが、大変結構だと思います。こういったことを子供たちが自分のうちでも、花を責任持って、鉢植えでもいいから育てさせる、育てていただくような、五小では鶏とか小鳥を飼っているというふうな、そういうことも生き物を育てるといふ、そういう中から育てるといふとさといふか、そういうものを学ぶことが大事だと、このように感じます。また、最近は育児書はあっても、もっと大きくなった子供たちを育てるための親を教育する親学というようなものが要だと親を育てる教育がほしいという声が、最近、御承知のとおり出てきている。ある自治体では、会社や職場に講師を呼んで、父親学の勉強を進めているところもあります。よいところは取り入れてもらいまして、先ほど教育長の話にありましたけど、もう少しPRをしていただきまして、家庭の日の参加を市民みんなができるような、そういった青少協の御活躍をお願いいたします。

それから、健全育成のための基金ですけども、海外派遣交流基金を、せっかくやっていたいていというところでございます。検討ということでございますが、既に気運が満ちている状況と思ひますので、実現に向かってお願いしたいと、これは要望いたします。

それから、付添看護料の一時立てかえ制度でございすけれども、よく実施するまでの間、他市を他市をといて他市の研究、結構でございすけれども、この立てかえ制度の意義というか、それについては、前回お話ししたしましたので、申しませんが、ちょうど高額医療の立てかえ制度と同じなんです。提案したときには二十六市、どこもやっておりませんでしたけれども、他市の状況を見てというふうな、そういうことで、大体十市ぐらい行っているから、ようやく実現というふうな、社会保険の市民全体を願っていくこと大事ですけれども、高額医療の場合も国民健康保険に立てかえ制度ができたなら、次から次へと一般の社会保険の加入をしている方たちのところも立てかえ制度ができていったと。今どこでも立てかえ制度をやっているような状態です。したがって、一人の患者に一人の付添がつくと、こういうところだけでも、三人の患者を一人の付添で見るといふならかなり経費も安くみられるわけです。患者一人に一人の付添という大変金がかかるわけです。大体三カ月が勝負でございす。したがって、今三カ月というところ、大体百万かかってしまうわけです。それを七割返ってきて三十万ですね。三十万返って来れば、もう大変なものです。三カ月で三十万で済むわけです。これを検討するということですから、病氣、けがは待ってられないわけですから、ぜひなるべく早く、他市の状況というよりも、むしろ福生市独自で研究されて、よしということ、もう立てかえ制度ですから、生活資金とは違うわけですから、くどいですが、一日も早く実現していただきたい。要望いたします。

以上ですが、ほとんど要望でございすけれども、一点の家庭の日の件だけ、ひとつ聞かせていただきます。

○教育次長（古谷正夫君） 自席からお許しいただきました。最初に答弁漏れがあったことをおわび申し上げます。次第でございす。二点についてお答えさせていただきます。

第一点でございす。家庭の日で、今までの青少年の問題でございすけれども、力を入れているところ

ろというふうなことでございますが、一番、今まで青少年問題で力を注いでおりましたのは不健全図書の追放でございました。これはピークのときには十四、五台不健全図書の自動販売機があったわけでございますが、おかげさまをもちましてゼロになったというふうなことがあるわけでございます。今までにつきましては、不健全図書。それからなかなか難しいんですけど、一声運動、これにつきましては、青少年のよきにつけ、あしきにつけ一声運動というふうなことを盛んに呼びかけておりますけど、なかなか難しいというふうなことでございますけれども、これをさらに一層定着させるために努力しておったわけでございます。

で、今後力を入れていくところというふうな問題でございますけれども、やはり青少年に悪影響を及ぼしますゲームセンター、それから、ここで問題になっておりますホラービデオ等があるわけでございます。これらについては、ホラービデオにつきましては、市長会で東京都に規則等の条例化について進言しております。また、東京都におきまして、業者に自粛の呼びかけをしているのが現状でございます。私ども、これについて努力してまいりたいと思っておるわけでございます。

それから、今までいろんな事業を地区委員長会等でやらせていただいておりますけれども、何をやっていただいても低学年しか参加いただけないというふうな状況でございます。高学年、特に中学生以降になりますと、恥ずかしいとかというふうなことで参加を見合わせるというような傾向がございますが、さらに特段の努力をいたしまして、中学生以上の各種大会に参加できるような努力をしてまいりたいというふうな考えておりますので、よろしくどうぞお願いします。

○二十二番（宮沢良一君） ありがとうございます。

不健全図書で、大分福生の場合はきれいになりまして、感謝しているわけです。御努力だと思います。しかし、福生以外のところに、そういうものは連携してやらないと、今、単車ででも自動車でも幾らでも買いに行きますので、その辺も、ひとつ連携しながら撲滅していただきたいと思います。

○議長（仲村清信君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（仲村清信君） 暫時休憩いたします。

午後四時 二十分 休憩

午後四時五十一分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二 議案第七十号 福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 森田 進君登壇）

○総務部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第七十号 福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由並びに内容につきまして御説明を申し上げます。

本条例は労働基準法の改正に伴いまして、東京都を含む多摩各市において改正が行われておりますが、当市におきまして、母体保護と胎児の健全な育成を図るため、女子職員の産前産後の休暇期間につきまして、改正しようとするものでございます。

それでは、改正条文について御説明を申し上げます。

条例第十条第一項第四号は職員の特別休暇のうち産休期間を定めた規定でございまして、現行「十五週間以内」を「十六週間以内」に改め、新たに多胎妊娠につきまして、十八週間とする規定を定めようとするものでございます。また、産後の休養期間につきましては、現行「六週間」を「八週間」に改めようとするものでございます。

なお、附則でありますが、第一項におきまして施行時期を公布の日と定め、第二項に経過措置といったしまして、施行日現在において産休期間として特別休暇を受けている職員につきまして、改正後の特別休暇として、適用させる旨を定めたものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定下さるようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。
ただいま議題となっております議案第七十号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（仲村清信君） 日程第三 議案第七十一号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 森田 進君登壇）

○総務部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第七十一号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由並びに内容につきまして御説明申し上げます。

まず、本案の提案理由でございますが、御案内のように議員の報酬につきましては、昭和六十一年の改正以来今日まで据え置いたままになっておるわけでございますが、その後、他市の動向、一般職の職員の給与改定、諸物価の上昇等の状況を考慮いたしまして、この際、この報酬等につきまして審議会に諮問し

て、適正な答申をいただく時期ではないかという判断のもとに、去る七月十日、福生市特別職報酬等審議会を設置いたしましたして、市議会議員並びに市長等の報酬額等の改正と実施時期につきまして、御諮問を申し上げたところでございます。同審議会におかれましては、四回にわたりまして慎重に審議、検討いただきました結果、八月十日付をもちまして、市長に答申をいただいたところでございます。そこで、本答申内容を尊重いたしまして、改定額、実施時期など答申内容どおり本条例の改正案を御提案申し上げます。

それでは、改正の内容につきまして、御説明を申し上げます。

まず、第一条の別表第一の報酬月額を、議長につきましては、現行「三六六、〇〇〇円」を六万円引き上げまして「四二六、〇〇〇円」に、率にいたしまして一六・三九％のアップでございます。副議長につきましては、現行「三二三、〇〇〇円」を五万三千円引き上げまして「三七六、〇〇〇円」に、率にいたしまして一六・四一％のアップ。次に、各委員長につきましては、現行「三一、〇〇〇円」を五万一千円引き上げまして「三六二、〇〇〇円」に、率にいたしまして一六・四〇％のアップ。議員につきましては、現行「三〇五、〇〇〇円」を五万円引き上げまして「三五五、〇〇〇円」に、率にいたしまして一六・三九％のアップにそれぞれ改正いたそうとするものでございます。

今回、改正をいたしましたが、二十六市におけるランクといたしましてはまだ低位でございますが、現在の厳しい情勢等を踏まえまして、御答申を尊重し、このような金額となりましたので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

参考までに、この改正に伴いまして今年度、さらに必要とする財源は一千百七十二万円余りと予定をしております。

次に、附則でございますが、平成元年十月一日から施行いたそうとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重審議賜り、原案どおり御決定下さるようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。